

文部科学大臣提出資料

こども・子育て政策における教育の役割

我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させる

こども・子育て政策において、教育の果たす役割は極めて重要

「こども・子育て政策の強化について（試案）」における文部科学省関係の記載

こども・子育て政策の課題

教育費が昔より高くなっている・・・（中略）・・・保護者がこどもを安心して任せられることが出来るよう、公教育を再生するための施策を進めていくことが重要である。

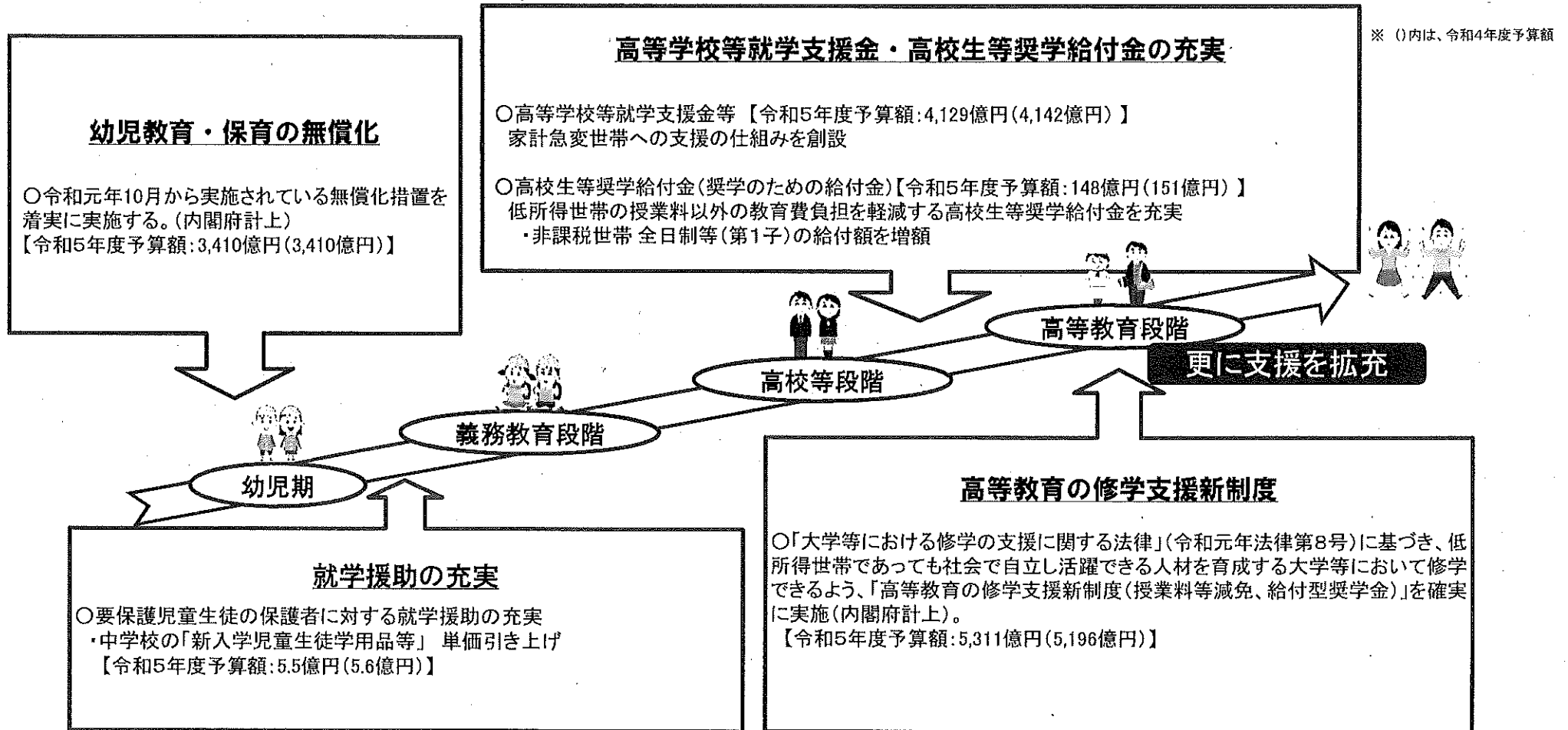
今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - (3) 医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～
学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。
 - (4) 高等教育費の負担軽減
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充
 - (2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
 - (4) 新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた取組～

幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減

幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校等の授業料支援、高等教育の修学支援など、様々な負担軽減策により切れ目のない支援を実施。

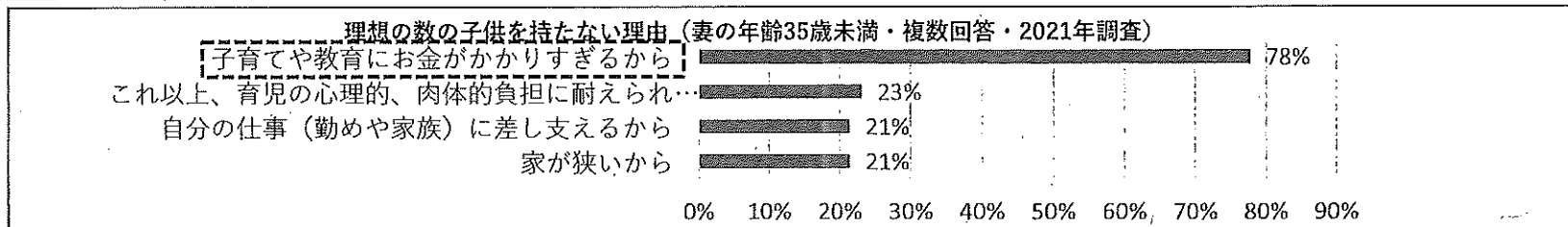
さらに、給付型奨学金の支援の拡大や授業料後払い制度の創設など、子育てに係る経済的支援の強化を図っていく必要。



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

高等教育費の負担軽減による少子化対策・子育て世帯支援

夫婦が理想の子供の数を持たない大きな理由の一つとして、**子育て・教育の費用**があるとの指摘。その割合は他の理由と比べても多い。また、**理想のこどもの数が3人以上の夫婦でこの傾向が強い。**



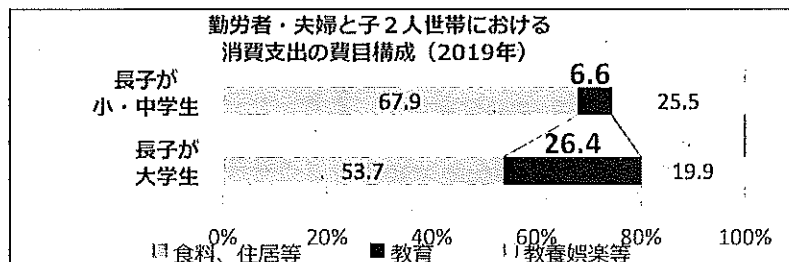
国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)より作成。その他の理由の項目については参考資料参照

背景
課題

教育費の中で、特に負担が大きいのは高等教育費。

こども政策の強化に関する関係府省会議の有識者ヒアリングにおいても、多くの意見あり(※)。

※第2回、第3回においては、有識者より少子化対策上の効果を示唆する分析結果も紹介されたところ。



総務省「2019年全国家計構造調査」より作成。

少子化の傾向を反転させる取組についての機械的試算

取組	出生率の上昇幅	2060年段階の人口増加効果
●家族関係社会支出(児童手当等の現金給付、保育サービス等の現物給付)の拡充 ●高等教育の公的支援の拡充 ●住宅支援の拡充	GDP比で支出が1%程度(約5兆円)増加により出生率が0.05~0.1程度上昇	現在の出生率で推移した場合と比べ、人口が90~180万人程度増加

令和5年第5回経済財政諮問会議資料1-2より抜粋。人口に占める子供の割合が国ごとに異なることや、必ずしも因果関係は示されないことに留意が必要との注記あり。赤線は当省にて記載。

方向性

- ① 「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ために理想の数の子供を持たないという声がある中、財源を確保しつつ効果的な取組を進めていく(多子世帯への高等教育費の負担軽減など)。
- ② 進学・在学者向けの支援と併せ、貸与型奨学金の利用者が3人に1人という実態も踏まえ、既に就職した若者への支援として、**子育て世帯に更に配慮した貸与型奨学金の返還支援を実施していく。**

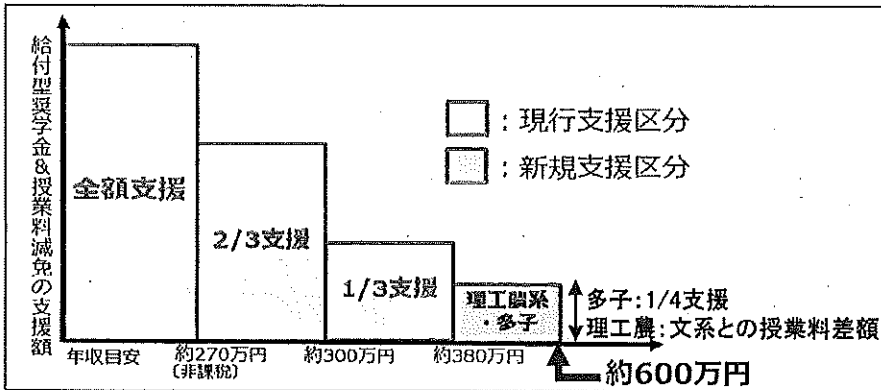
安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正（令和6年度～）

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月）・骨太方針2022（令和4年6月）を受けた制度改正

1. 学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

<支給水準>

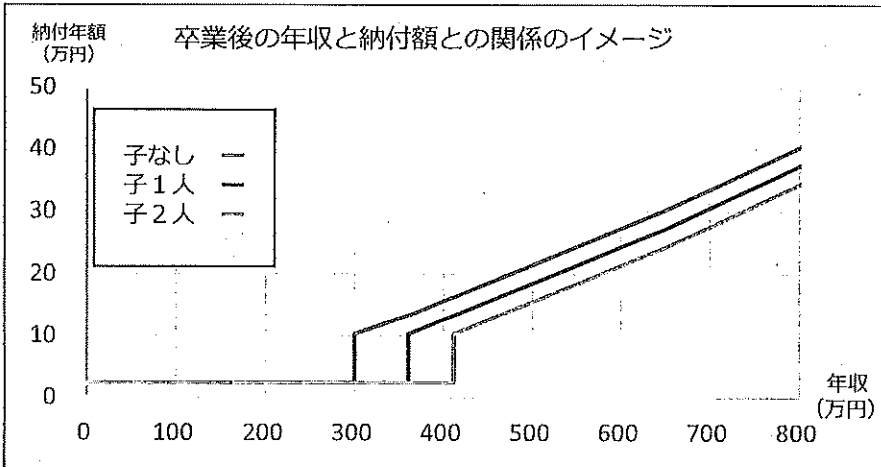
- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
- ・理工農系支援：文系との授業料差額

※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

2. 大学院生（修士段階）向け

大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
→ 子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

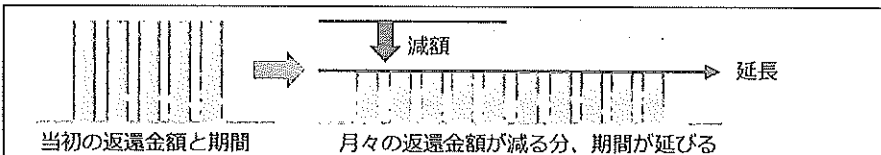
※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

←学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえた資金調達方法も検討

3. 奨学金を返還している方向け

貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。また、子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進める。



- ・利用可能な年収上限の引き上げ（本人年収325万円以下 → **400万円以下**）
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

学校給食費の無償化に向けた実態の把握と課題の整理

【学校給食の概要】

努力義務	小中学校等、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校（幼稚部・高等部）の設置者に努力義務
実施状況	学校給食を実施している小中学校（国公私）は令和3年5月現在、小学校99.0% 中学校91.5% 【参考】公立中学校における完全給食実施率（生徒数ベース）について、低い県では58.5%、高い県では100%
経費の負担 (法令上の定め)	学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担 / 学校給食費（食材費）は、保護者負担
学校給食費	令和3年5月現在、完全給食の平均月額は、公立小学校で4,477円、公立中学校で5,121円 【参考】公立小学校について、低い県は3,920円、高い県は5,090円
経済的困窮者に対する支援	生活保護の教育扶助（国3/4）、要保護者への就学援助（国1/2）、準要保護者への就学援助（地方財政措置）
学校給食費の無償化の実施状況	平成29年度時点において小中学校とも実施しているのは76自治体、近年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用などを通じて実施する自治体が増加

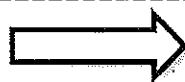
【実態の把握と課題の整理】

- 「たたき台」を踏まえ、今後、実態把握に向けて、こども家庭庁と連携しながら、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題を調査するとともに、併せて、無償化の検討に当たって考慮すべき観点を踏まえつつ、学校給食の実態を調査する。

学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の把握

取組実態の調査

・支援対象・要件、支援方法 / ・実施主体・財源



ヒアリング等を通じて、実施スキームに応じた
成果・課題を把握

学校給食の実態の把握

実態の把握の際の観点（例）

児童生徒間の公平性について

- ・学校給食を実施していない自治体・学校が存在（自治体・学校ごとに事情が異なる可能性）
- ・実施内容（完全給食／補食給食／ミルク給食）や実施方式（調理場方式／デリバリー方式）に差異
- ・アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童生徒も存在

学校給食費の水準について

- ・自治体・学校間で学校給食費平均月額に大きな乖離
- ・実施内容等の違いにより学校給食の実施経費（単価）が異なる

学校給食費の負担について

- ・自治体間で就学援助の対象者等が異なる
- ・自治体により設置者と保護者の間での負担の在り方（設置者による保護者負担軽減支援）が異なる

これらの観点を踏まえ、書面調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた上で、自治体等からのヒアリング等を実施

子供を安心して任せることのできる質の高い公教育の再生

【参考】

令和5年4月26日
経済財政諮問会議
(永岡臨時議員提出資料)

- ◆ **少子化対策**の観点からも、**子供を安心して任せることのできる質の高い公教育を再生**することが重要
- ◆ 次代にふさわしい教育の保障、人材育成を支える基盤としての学校の指導・運営体制の整備、1人1台端末の活用の日常化なども含めた**GIGAスクール構想**の次なる展開等に取り組み、**公教育の再生を一体的に推進**

次代にふさわしい教育の保障

新しい時代を生きる、全ての子供たちの可能性を引き出す学びの充実

- 幼児教育の質的向上とともに、一人一人の興味・関心や学習進度に応じた「**個別最適な学び**」と、異なる感性や考え方に触れ、刺激し合いながら学びを深めていく「**協働的な学び**」を、**全ての子供たちに一体的に充実**
- 高等学校普通科改革等による地域・大学・企業等と連携した**探究・STEAM教育の推進**
- グローバルに活躍する人材の育成等に資する**英語教育・国際理解教育の推進**
- **COCOLOプラン**に基づく誰一人取り残されない**不登校対策の推進** (①学びの場確保 ②早期発見・支援 ③安心して学べる学校づくり)

優れた教師の確保・教育環境の整備

人材育成を担う、多様な専門性を有する教職員集団の構築

- **教員勤務実態調査の速報値**等を踏まえ、骨太方針に向けて**方向性を検討**し、以下について**一体的・総合的に推進**
 - **学校における働き方改革の更なる加速化**
 - 給特法等の法制的な枠組みを含む**教師の処遇改善**
 - **学校の指導・運営体制の充実**
 - ・ **教職員定数の改善** (35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**等)
 - ・ **支援スタッフの充実** (教員業務支援員、学習指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員等)
 - **教師のなり手確保強化、地域枠等を活用した教師の養成・採用**
- デジタル技術の活用を含めた**教員研修の高度化**
- 新時代の学びを実現するための**学校施設の質的向上と老朽化対策**

GIGAスクール構想 第2期に向けて

個別最適・協働的な学び、高度なデジタル人材の育成を加速

- **1人1台端末の活用の日常化**
 - R5,R6を集中推進期間と位置づけ
 - 先進例の創出、プッシュ型支援強化
 - 運営支援センターの機能強化
- **デジタル教科書の普及促進** (英語等のデジタル教科書の効果的な活用を推進)
- **こども家庭庁等との連携強化** (こどもデータ連携など)、安全・安心な**データ利活用を推進**
- **デジタル人材育成システムの強化**
 - デジタルものづくり教育の推進
 - 生成AI等の新たな技術への対応